

災害時復旧実施マニュアル

(〇〇市用)

〇〇県電気工事(業)工業組合

— はじめに —

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、東北・関東地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。

日本付近は、4つのプレートが交差しており、今までに大きな被害を伴う大地震が繰り返し発生しています。地震は日本に住んでいる限り避けることができない、いわば宿命的な災害です。そのため、災害時に備えた準備と減災のための行動が必要とされております。

このようなことから、〇〇県電気工事(業)工業組合は、県内の地震・風水害・その他の災害の被害復旧の支援をするため〇〇県と災害時復旧協定を締結し、各地方自治体への支援を的確に実施することといたしました。

この冊子は、実際の災害が発生した場合に、当工組の組合員の方々が、この協定に基づき速やかな災害時復旧活動に参加いただける様に具体的な手順等を定めたものです。

いざという時に、速やかな行動ができるように熟知していただければ幸いに存じます。

平成 年 月
〇〇県電気工事(業)工業組合
理事長 ○ ○ ○ ○

— 目 次 —

I	対応する災害	1
II	災害時の配備体制	1
III	災害対策本部の初動フロー	2
IV	災害時の対応概要（地震）	3
V	協定における主な〇〇市の対応施設	4
VI	災害対策本部の設置要領	5
VII	災害対策本部の組織	6
VIII	災害時の実働	7
IX	災害復旧対応の組織・機材・資材一覧表	
	別冊のとおり	
X	応急対策用の定型用紙【様式1～4】	1 1
	気象庁震度階級	1 5
	震度の規模とマグニチュード	1 6
	資 料	1 7
	協定書	1 8

I 対応する災害

地震、風水害、その他の災害（事故災害等）において、〇〇市との協定に基づき対応する。

県民の生命財産、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害、事件、事故

例

自然災害
・地震、台風などの風水害、雪害 ・地滑りや山崩れなどの土砂災害
事故災害
・列車転覆や航空機墜落の大規模事故 ・大規模な火災、爆発事故 ・危険物・ガス・毒劇物の流出・遺漏事件

II 災害時の配備体制

〇〇県では、震災時における職員の配備体制を県内の震度により3段階に分類し、それぞれの配備の内容、配備機関等を定めている。

また、自治体では4～5段階での配備体制を定め、通常の体制の警戒体制、対策本部を設置する緊急体制を、災害に区分してそれぞれ2～3段階に分けて配備体制を定めている。

これに合わせて、当工組の配備基準を次のとおりとする。

[地震発生時の発生時]

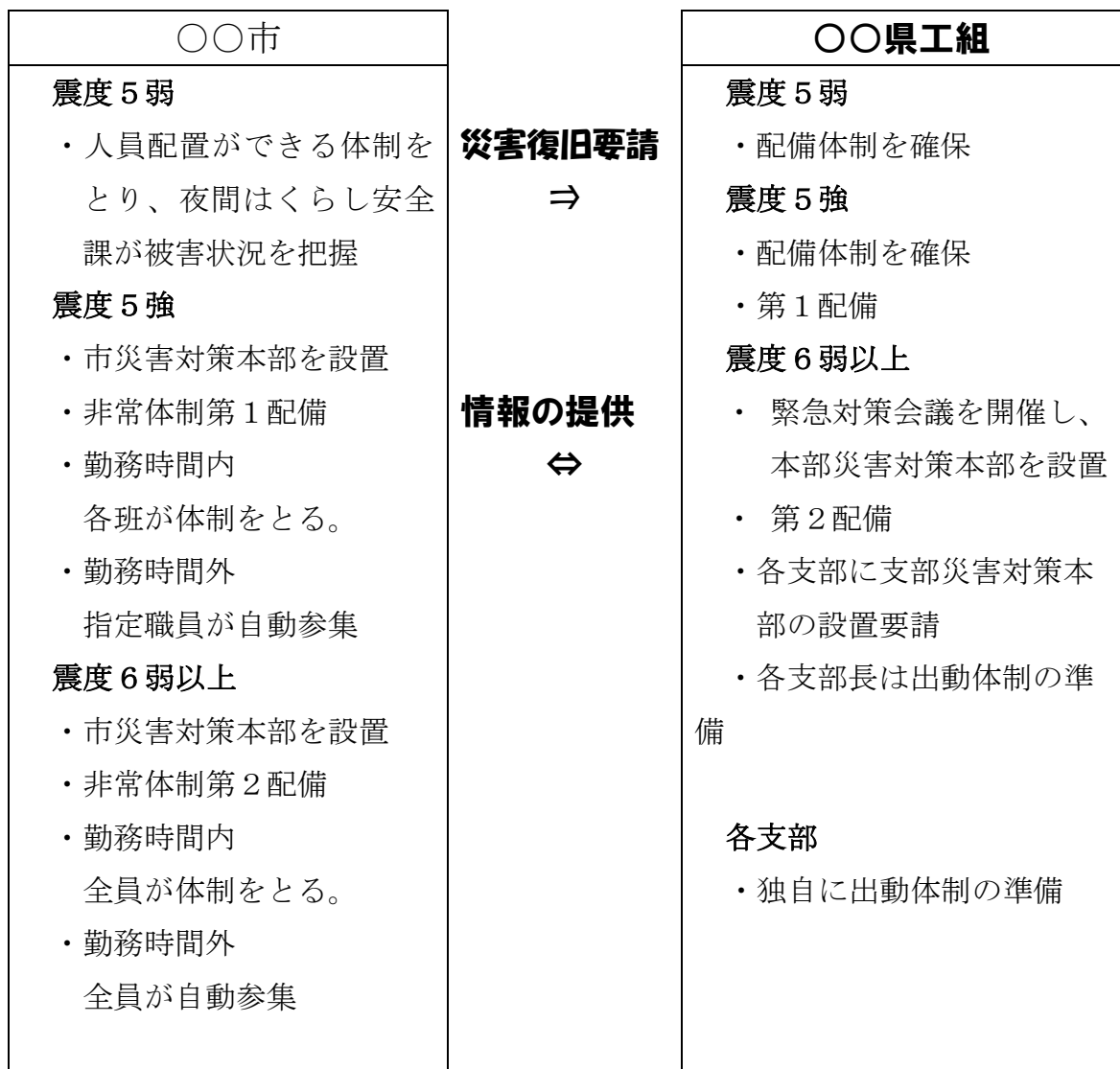
	〇〇県	〇〇市	〇〇県工組
震度4	(危機管理防災部で対応)	警戒体制 第1配備	(事務局で対応)
震度5弱	初動体制	警戒体制 第2配備	(事務局で対応)
震度5強	緊急体制	緊急体制 第1配備	第1配備
震度6弱以上	非常体制	緊急体制 第2配備	第2配備

[その他の災害（風水害等）の発生時]

区 分	〇〇県	〇〇市	〇〇県工組
災害が発生又は、発生が予想される（台風の直撃等） 場合	初動体制	警戒体制 準備・第1・第2配備	（事務局で対応）
大規模災害が発生又は、発生が予想される場合	緊急体制	非常体制 第1配備	第1配備
相当規模の災害が発生、又は発生が予想される場合	非常体制	非常体制 第2配備	第2配備

III 災害対策本部の初動フロー

地震発生時



IV 災害時の対応概要（地震）

1 第1配備（県内震度5強の発生）の対応

この時点で、出動要請の依頼がある場合には、事務局、各支部長を窓口として、協定に基づき応急対策業務を行う。

2 第2配備（県内震度6弱以上の発生）の対応

この時点で、〇〇県電気工事(業)工業組合は緊急対策会議（正副理事長会議）を開催し、災害対策本部を設置する。出動要請があることを想定し、本部要員を動員する。

体制	時間	〇〇県 災害対策本部	〇〇市 災害対策本部	〇〇県工組 災害対策本部	ライフライン機関
初動体制	1日目 ～ 3日目	通信手段の確保 庁舎機能確保 情報収集 災害対策本部設置 自衛隊要請 応急給水実施 救援物資受入	避難所の開設 医療体制の確立 被災地の情報収集、被害状況の把握 被災地における救助救急活動 災害による危険拡大に伴う避難・安全の確保 ライフラインの復旧 災害復旧要請	被害状況の把握及び報告 応急対策の連絡調整 応急処置	被害拠所点検 住民への注意呼掛け 被害状況を把握し、被害復旧要員を動員 災害対策本部に被害状況の報告 供給支障状況、復旧状況の広報開始
応急復旧体制	4日目以降	救援物資投入 弱者・帰宅困難者対応 各応急受入	避難所・各地区の生活の支援 生活物資の確保、供給 施設の再開準備	本格復旧作業開始	本格復旧作業開始

V 協定における主な〇〇市の対応施設

1 避難所

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
〇〇小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇△小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△□小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□□小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇□小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□☆小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
☆☆小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△〇小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□〇小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
☆〇小学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇△中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△□木中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□□西中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□☆東中学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇高等学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇公民館	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇△公民館	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇総合体育館	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇△高等学校	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇中央公園	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇△公園	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△□中央公園	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
□☆公園	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
☆〇中央公園	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇大学グラウンド	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
○☆小学校グラウンド	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇小グラウンド	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000

2 市役所・出張所

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
〇〇市役所	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
同 総合支所	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
同 出張所	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
同 第〇庁舎	〇〇市〇〇〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000

VI 災害対策本部の設置要領

〇〇県電気工事(業)工業組合災害対策本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害時復旧協定を締結している自治体の管理している施設の電気設備等に、地震等により災害が発生したときにおける〇〇県電気工事(業)工業組合災害対策本部（以下「本部災害対策本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部災害対策本部の設置)

第2条 本部災害対策本部は、〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 〇〇県電気工事(業)工業組合（以下「〇〇県工組」という。）内に設置する。

(本部災害対策本部の組織)

第3条 本部災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部要員とし、〇〇県工組の組合員及び事務局職員をもって組織する。

2. 本部長は、理事長とする。

3. 副本部長は、副理事長とする。

4. 本部要員は、〇〇県工組は指定された〇〇理事及び委員長（総務委員長・事業委員長）と本部事務局職員をもって充てる。

(本部災害対策本部の招集)

第4条 本部災害対策本部は、本部長が招集する。

(本部災害対策本部の運営)

第5条 本部災害対策本部の運営については、災害時復旧活動の基本方針は協定先の自治体の要請を基に作成するものとし、その実施方法を協議決定するため本部要員の役員による本部災害対策本部会議を開催する。

2. 本部災害対策本部の下に各支部の災害対策本部（本部長は支部長）を置き、本部災害対策本部との密接な連携を図り、それぞれの支部における災害の実態に即した応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(支援対象施設)

第6条 本部及び支部の災害対策本部は、災害復旧活動の実施に当たっては、支援対象施設の管理者と緊密な連携を図り、施設管理者の復旧要請に応じて活動するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、本部災害対策本部会議に諮り、本部長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

VII 災害対策本部の組織

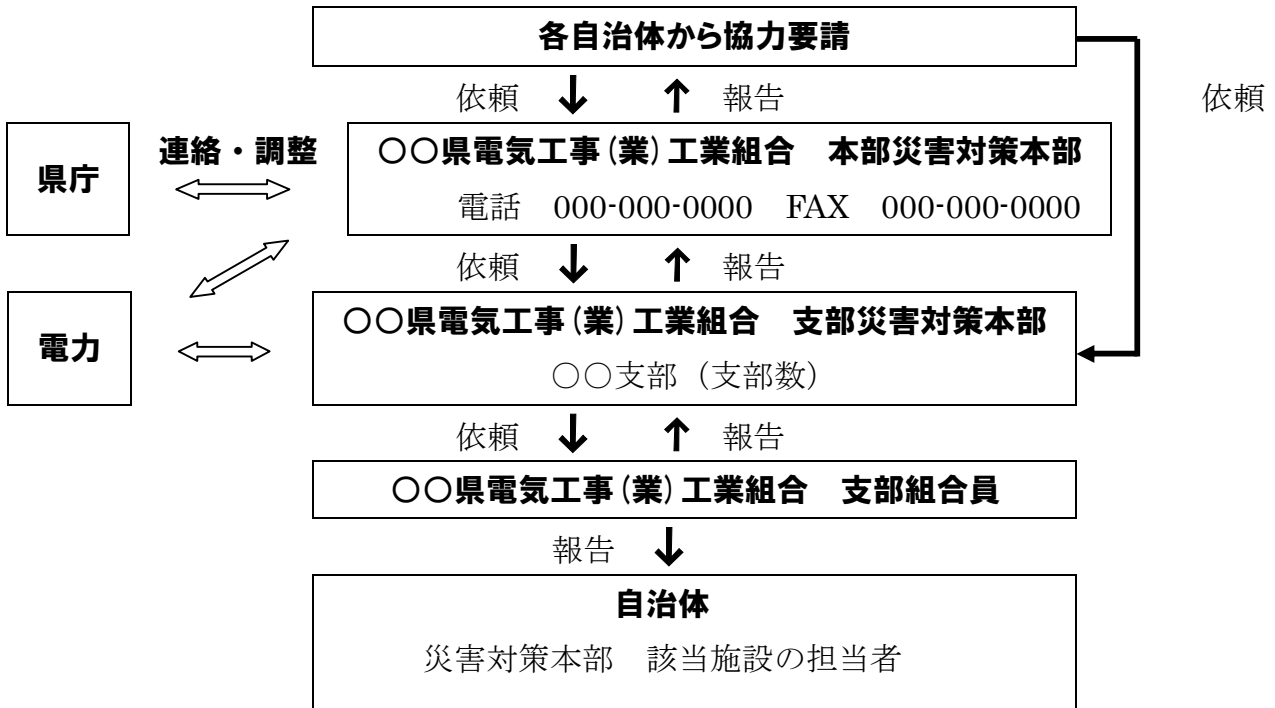
職名	氏名	職務分担
本部長（理事長）	〇〇 〇〇	本部の統括
副本部長（副理事長）	〇〇 〇〇	本部長の補佐
副本部長（副理事長）	〇〇 〇〇	本部長の補佐
本部要員（〇〇理事）	〇〇 〇〇	各班の統括
同（総務委員長）	〇〇 〇〇	自治体班の統括（自治体班は長・本部職員3名）
同（事業委員長）	〇〇 〇〇	支部班の統括（支部班は長・本部職員3名）
同（事務局長）	〇〇 〇〇	県庁班、電力班の統括（各班は長・本部職員1名）

※ 組織図は別冊で示す。

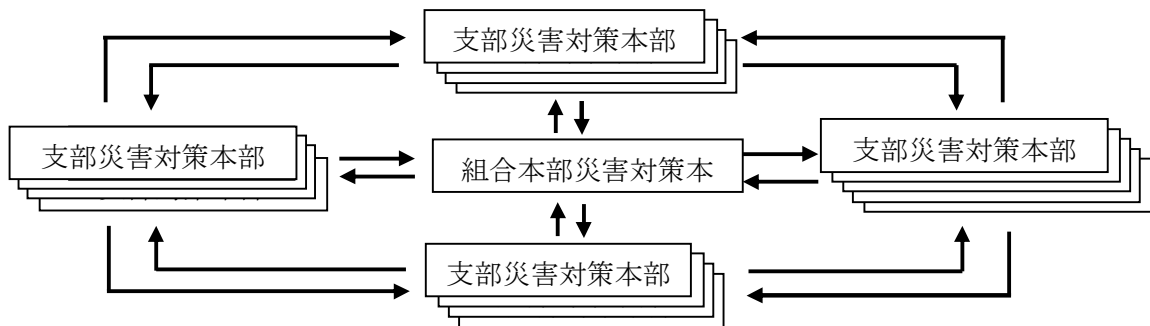
VIII 災害時の実働

〇〇県電気工事(業)工業組合の第2配備における災害時の実働について以下の通り示す。

[70-1]



[災害発生時の各支部の支援体制]



1 本部災害対策本部の実働

〇〇県工組と自治体が締結した「災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書」に基づき、原則として以下に示す手順により災害時の対応を図るものとする。

- (1) 自治体から『支援要請書』【様式第1】を受け取った場合は、関係支部の災害対策本部に『災害復旧要請書』【様式第4】の交付により出動の要請を行う。
- (2) 各支部対策本部長を通じて各支部管内の活動状況や被害情報の収集に努める。

- (3) 各支部対策本部長を通じて各支部間の資機材等について、調達・調整に努める。
- (4) 県庁との連絡・調整を行う。
- (5) 自治体の各施設担当者との連絡・調整を行う。
- (6) ○○電力㈱との連絡・調整を行う。
- (7) 災害復旧業務を完了したときは、『災害復旧業務完了報告書』【様式3】を自治体の各施設担当者へ提出する。

2 支部対策本部の実働

協定書等に基づき、原則として以下に示す手順により災害時の対応を図るものとする。

- (1) 支部組員との連絡・調整を密に行い、パトロールの実施状況の把握に努める。
- (2) 支部組員からの報告や要請を受けて、資機材の支部内における調達・調整を行う。また、支部内での調達等が困難なときは、本部災害対策本部長にその旨、報告・要請する。
- (3) 支部対策本部長が災害復旧業務を完了したときは、『災害復旧業務完了報告書』【様式第3】を確認し、本部災害対策本部へ提出する。

3 支部組合員の実働

協定書等に基づき、原則として以下に示す手順により災害時の対応を図るものとする。

- (1) 電気設備等のパトロールの実施
 - ア 『支援要請書』【様式第1】により指定された箇所を巡回し、電気設備の被害箇所の有無を確認する。
 - イ 被害を発見した場合、次の作業を速やかに実施する。
 - ・ 被害箇所の地先名を確認する。
 - ・ 指定された箇所以外の被害が発見されたときは、速やかに支部災害対策本部に報告する。
 - ・ 仮設供給の対応が必要か否かの判断をする。
 - ・ 応急処置が可能なものは早期に実施する。
 - ・ 支部災害対策本部の指示に従い、電気設備等の応急処置及び応急復旧工事を行う。
 - ・ 応急処置及び応急復旧工事の施工中並びに完了のそれぞれの段階で被害状況を写真で記録する。
- (2) 被害状況の報告

支部組合員は、パトロール中に被害状況を随時、携帯電話等で直接、自治体

の現地対策本部該当箇所担当者及び各支部災害対策本部へ1次報告するとともに、『被害箇所報告書』【様式第2】をそれぞれにFAXで送信する。

(3) 応急処置の実施

支部組合員は、電気設備等の目視点検、機器の取替及び撤去等の処置並びに生命、財産の確保に緊急を要する処置を行う。

(4) 応急仮工事の実施

支部組合員は、自治体の現地対策本部からの応急仮工事の指示を受けたときは、速やかに工事を開始するものとする

(5) 業務完了時の作業

ア 支部組合員は、資機材が不足しているときは、各支部災害対策本部に報告し、その指示を受けるものとする。

イ 支部組合員は、業務完了時に『災害復旧業務完了報告書』【様式第3】を作成し、支部災害対策本部に提出する。

(6) 自治体の該当箇所担当者との連絡、報告等

支部組合員は、自治体の現地対策本部からの指示による災害応急業務の実施後など、必要に応じ、随時、現地対策本部該当箇所担当者との連絡、報告等を行う。

(7) 支部組合員は、災害復旧業務を完了した後、自治体と工事請負契約書等を取り交わす。

〔災害発生時の電気設備等の応急復旧の対応方法例〕

(1) 電気設備等の損傷調査を行う。

イ 配電線が停電していないか。

ロ 引込線が損傷していないか。(低圧供給)

ハ ○○電力の借室が損傷していないか。(低圧供給)

ニ 自家用変電所が損傷していないか。(高圧供給)

(2) 配電線が停電していない場合において、上記、ロ)、ハ) が損傷していない場合は、家屋の破壊による絶縁不良、短絡がないことを確認できれば送電する。

(3) 自家用変電所が停電している場合は、主任技術者の指示に従う。

(4) 避難所となっている建物等について送電されていない場合は、照明、空調回路の順に発電機等により送電する。

(5) 引込線請負工事店は、配電線が停電していない場合においては、東京電力との素早い協議を経て、速やかに臨時灯を設置し供給するなどの緊急対応に努める。

(以上のいずれの場合にも、東京電力との連絡を密に行い対応する。)

(6) 復旧箇所の工事写真を必ず撮影する。

IX 災害復旧対応の組織・機材・資材一覧表

別冊のとおり

X 応急対策用の定型用紙

様式第1	支援要請書	1 1 頁
様式第2	被害箇所報告書	1 2 頁
様式第3	災害復旧業務完了報告書	1 3 頁
様式第4	災害復旧出動要請書	1 4 頁

資 料

1	気象庁震度階級	1 5 頁
2	震度の規模とマグニチュード	1 6 頁
3	支部担当の自治体一覧表	1 7 頁

協 定 書

1	〇〇県との協定書	1 8 頁
2	〇〇市との協定書	2 0 頁

平成 年 月 日

○○県電気工事(業)工業組合 殿
(FAX ○○○-○○○-○○○○)

○○県○○市長 ○○ ○○

支 援 要 請 書

平成 年 月 日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：_____

・場所（住所）：_____

・責任者名：職名 _____ 氏名 _____

・電話番号：_____

・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

〇〇県電気工事(業)工業組合
理事長 ○ ○ ○ ○

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

支部組合員 ⇒ 支部 ⇒ (本部) ⇒ 自治体

様式第3

被害箇所報告書

平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分 現在

被害名	報告先機関名		本部長確認	支部長確認
		〇〇市		

施設名	設備名	施工業者	被害の状況	応急処置等
		会社名 担当者名 携帯電話番号		

※ 必ず被害場所の写真を添付すること。

平成 年 月 日

〇〇支部災害対策本部長 殿

〇〇県電気工事(業)工業組合

本部災害対策本部

本部長 ○ ○ ○ ○

災害復旧出動要請書

〇〇市から添付文書のとおり「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第 5 条の規定による災害復旧の支援要請がありました。

貴支部において体制を整えて出動をお願い致します。なお、準備状況及び出動状況を本部長までに逐次報告のこと。

以 上

添付文書：〇〇市支援要請書（平成 年 月 日）

気象庁震度階級

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。				
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。				
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものです。

【震度の規模とマグニチュード】

震度の規模	おおよそのマグニチュード	被害
小規模な地震	3～4	震央付近で揺れを感じる程度がある程度。
	4～5	震央付近で揺れを感じる。
	中規模な地震	5～6
震央付近で被害が出る程度がある。		
	6～7	震央付近で小規模な被害が出る。
		マグニチュードが7に近い場合には大被害がでることもある。
大規模な地震	7～8	内陸での地震では大被害となる。
		海底の地震の場合には津波を伴う。
巨大地震	8～9	内陸部でおきれば大災害が発生。
		海底でおきれば大津波が発生。
	9～9.5	大規模な地殻変動がおきる。
		広域にわたり大災害や大津波が生じる。
	日本での発生例はない。	

※ マグニチュードとは地震のエネルギーの大きさを表す尺度で、断層運動の規模によって決まる。基本的には、震央から100キロはなれた地点にある標準地震計のゆれ幅を基準にしてきめられる。マグニチュードの値が1大きいとエネルギーは32倍になる。

【支部担当の市町村一覧表】

支部名	担 当 市 町 村 名
〇〇	〇〇市(〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区)、〇〇市、〇〇市
〇〇	〇〇市(〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区)
〇〇	〇〇市、〇〇市
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇市
〇〇	〇〇市
〇〇	〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
〇〇	〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村
〇〇	〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、(〇〇市:〇〇支部と共同)
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇市
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町
〇〇	〇〇市、〇〇市、〇〇町

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

〇〇県（以下「甲」という。）と〇〇県電気工事(業)工業組合（以下「乙」という。）は、〇〇県内における災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 県内における災害発生時に、公共施設等における電気設備等の復旧を図るとともに、電気に係る事故から県民を守り、もって安心して安全な県民生活を確保することを目的とする。

この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（推進事項）

第2 乙及び乙の加入事業者は、災害発生時に甲の要請に応じ、次の事項の推進に努めるものとする。

- （1）公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に努めること。
- （2）復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （3）その他災害発生時における復旧に関すること。

（情報の提供）

第3 甲は乙に対し、災害の発生状況、県民の要望その他災害の復旧に関する情報の提供に努めるものとする。

（市町村との協定）

第4 乙は第2の事項を遂行するにあたり必要に応じて、市町村と協定を結ぶこととし、甲はこれを支援する。

（守秘義務）

第5 乙はこの協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の期間)

第6 この協定は、締結の日から通用する。

(雑則)

第7 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙で協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) ○○県知事

○ ○ ○ ○

(乙) ○○県電気工事工業組合理事長

○ ○ ○ ○

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

〇〇県と〇〇県電気工事(業)工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、〇〇市(以下「甲」という。)と〇〇県電気工事(業)工業組合(以下「乙」という。)との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

(支援協力の種類)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

(支援協力要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」(別紙様式第1)をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

(支援協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

(復旧作業後の引渡)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」(別紙様式第2)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」(別紙様式第2)を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

甲 〇〇市

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番地

乙 〇〇県電気工事(業)工業組合

理 事 長 ○ ○ ○ ○

様式第1 (第3条関係)

平成 年 月 日

〇〇県電気工事(業)工業組合 殿
(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇県〇〇市長 〇 〇 〇 〇

支 援 要 請 書

平成 年 月 日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：_____

・場所（住所）：_____

・責任者名：職名 _____ 氏名 _____

・電話番号：_____

・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで
様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

〇〇県電気工事(業)工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	